

平成 21 年 4 月組織改正について

中期総合計画の目指す姿の実現に向け、組織のスリム化、効率化を図り、より効果的な県民サービスの提供を行う体制を整備するため、平成 21 年 4 月に現地機関の再編を中心とした組織改正を行います。

組織改正のポイント

1 現地機関の再編等

(1) 保健福祉事務所の設置

保健分野と福祉分野の密接な連携を図るため、保健所、福祉事務所及び地方事務所福祉課の機能を併せ持つ組織として、保健福祉事務所を設置します。

【現 行】

保健所（10 所）

地方事務所福祉課（福祉事務所）
（10 所）

【平成 21 年 4 月】

保健福祉事務所（10 所）

保 健 所

福 祉 事 務 所

(2) 保健所支所の統合

保健師業務の機能強化のため、保健所支所を本所に統合します。

【現 行】 10 所 + 6 支所（小諸、阿南、安曇野、千曲、須坂、中野）



【平成 21 年 4 月】 10 所 + 阿南支所（※）

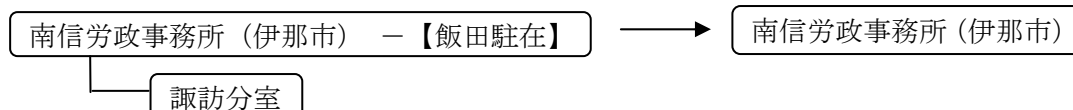
※本所からの時間距離を考慮し存置

（３）労政事務所の再編

専門的知識経験を要する業務に対応するため、南信労政事務所諏訪分室及び飯田駐在を本所に統合します。

【現 行】 4 所 + 1 分室 + 1 駐在

【平成 21 年 4 月】 4 所



（４）農業改良普及センター支所の統合

少人数分散配置の職員体制を集約し、効率的な組織とするとともに、地方事務所農政課等との十分な連携を図るため、農業改良普及センターの支所を本所に統合します。

【現 行】 10 所 + 8 支所（小海、駒ヶ根、阿南、南木曾、安曇野、千曲、須坂、飯山）

—————> 【平成 21 年 4 月】 10 所 + 2 支所（小海、阿南）（※）

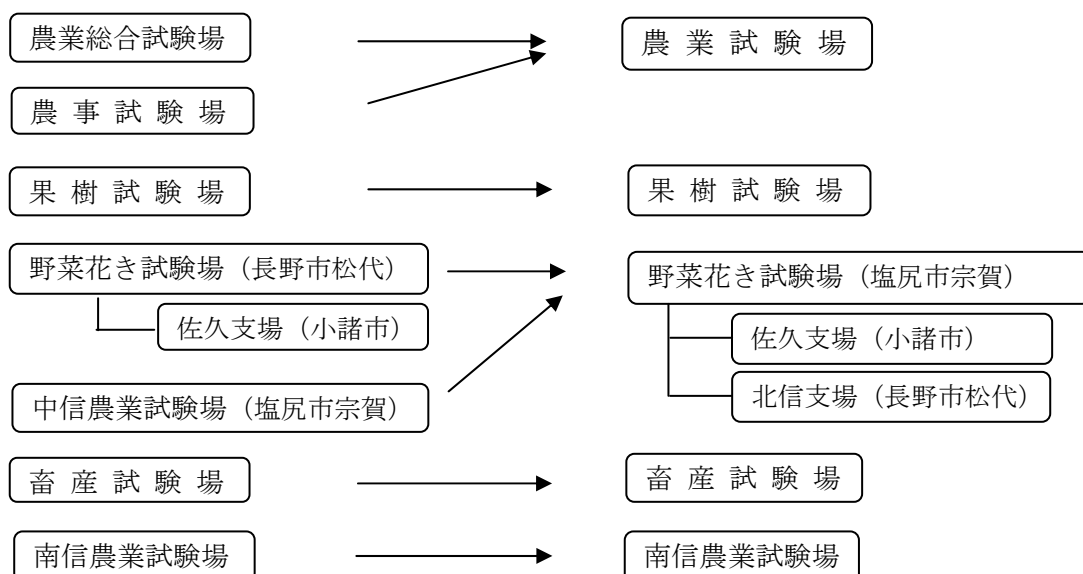
※農業の拠点地域であることや本所からの時間距離を考慮し存置

（５）農業関係試験場の再編

品種や技術の開発力強化のため、品目別を基本に品目の適地性にも考慮しつつ、農業関係試験場を再編します。

【現 行】 7 試験場 + 1 支場

【平成 21 年 4 月】 5 試験場 + 2 支場



（6）建設事務所の再編

圏域としてのまとまりや県の現地機関の管轄区域を極力一致させる観点、1 所当たり職員数が少人数体制となっており業務の専門性確保及び組織力強化の観点から、建設事務所の再編と特定業務の集約を行います。

【現 行】

【平成 21 年 4 月】

16 建設事務所

14 建設事務所 + 3 事務所

南佐久建設事務所
(南佐久建設事務所庁舎)

佐久建設事務所 (佐久合同庁舎)

上田、諏訪、伊那、飯田、
下伊那南部、木曾、松本、
安曇野、大町、千曲、須坂、
長野の各建設事務所

中野建設事務所
(中野建設事務所庁舎)

飯山建設事務所
(飯山建設事務所庁舎)

佐久建設事務所
(改正前の南佐久建設事務所庁舎)

佐久北部事務所 (佐久合同庁舎)
《維持管理業務担当》

現在の位置に存置 (※)

※ 安曇野、千曲、須坂建設については、
職員兼務等により特定業務（建設業
許可、用地取得、計画調査）を集約（安
曇野建設は松本建設へ、千曲、須坂建
設は長野建設へ）

北信建設事務所 (北信合同庁舎)

中野事務所
(改正前の中野建設事務所庁舎)
《維持管理業務担当》

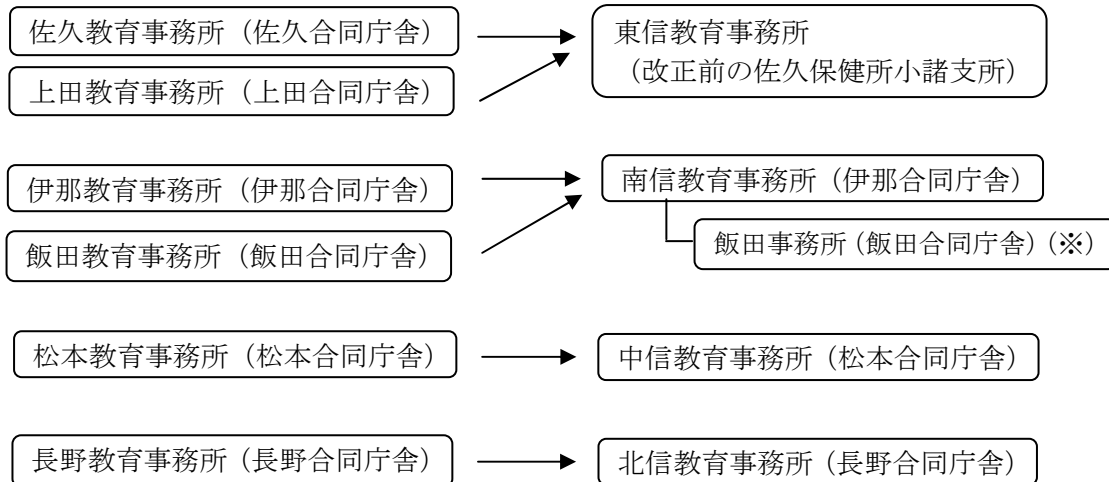
飯山事務所
(改正前の飯山建設事務所庁舎)
《維持管理業務担当》

(7) 教育事務所の再編

児童生徒数、学校数の減少等を踏まえ、県内 4 ブロックに各 1 所の体制とします。

【現 行】 6 所

【平成 21 年 4 月】 4 所+飯田事務所



※ へき地校の多さなど地域性を考慮して、学校管理の支援業務等を担当する事務所として設置。

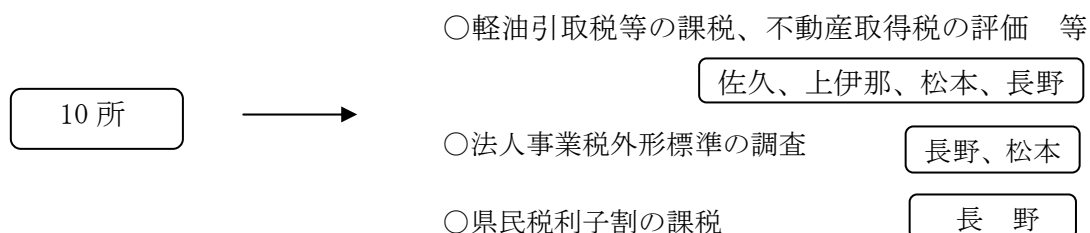
(8) 業務の集約

① 課税業務等の集約

効率性や業務の専門性確保の観点から、10 地方事務所でを行っている軽油引取税等一部税目の課税業務や不動産取得税の評価業務等を特定の地方事務所に集約します。

【現 行】

【平成 21 年 4 月】



② 保健所検査課の集約

業務の効率性や専門性確保の観点から、保健所の検査課（食品、医薬品、水質、大気、騒音等の検査）を 2 所に集約します。

【現 行】 5 所

【平成 21 年 4 月】 2 所（※）

上田、諏訪、飯田、松本、長野



松本、長野

※ 「感染症」、「食中毒」の健康危機管理は上田、飯田、松本、長野の 4 所に対応。

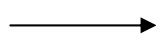
※ HIV 等「性感染症」については、引き続き全所（10 所）に対応。

2 その他の組織改正

(1) 県税徴収対策室の設置

大口困難案件等と個人県民税の徴収対策を一元化し、機能の強化を図るため、本庁に、個人県民税対策室を改組して県税徴収対策室を設置するとともに、4 ブロック（佐久、上伊那、松本、長野の各地方事務所）に分室を配置します。

【現 行】 個人県民税対策室、滞納整理特別班



【平成 21 年 4 月】 県税徴収対策室 + 4 分室

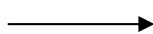
(2) 公衆衛生専門学校（長野）の閉校

所期の目的を達成したことから、公衆衛生専門学校（長野市、保健師学科・歯科衛生士学科）を閉校し、伊那校（歯科衛生士学科）を本校とします。

【現 行】

【平成 21 年 4 月】

公衆衛生専門学校（長野）



公衆衛生専門学校（伊那）

同伊那校（分校）

（３） 南佐久ふるさと応援ステーションの廃止

施設の利用件数などを考慮し、南佐久ふるさと応援ステーションを廃止します。

【現 行】

南佐久ふるさと応援ステーション
(小海町役場内)



【平成 21 年 4 月】

廃 止 (※)

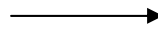
※ 消費生活相談は上田消費生活センターで、その他の業務は佐久地方事務所で引き継ぎます。

（４） 消費生活室の設置（1 月 1 日措置済み）

長野県消費生活条例の施行にあわせ、複雑・多様化する消費者問題に迅速かつ機動的に対処するため、企画部に消費生活室を設置しました。

【組織改正前】

生活文化課消費者係
(本庁)



【平成 21 年 1 月】

消費生活室
(長野消費生活センター内)

長野県総務部行政改革課
課長 藤森靖夫
担当 小野浩美 矢澤 圭
電話：026-235-7029（直通）
FAX：026-235-7030
E-mail：gyokaku@pref.nagano.jp

市町村、現地機関への権限移譲等の取り組みについて

市町村への権限移譲、現地機関への権限委譲は地域のことは地域で解決できる仕組みを構築していく上で重要であり、本県では「県と市町村とのあり方検討会」の報告（平成 20 年 3 月）に沿って進めていくこととしている。

1 現地機関への権限委譲

平成 21 年 4 月の現地機関の再編にあわせ、本庁の業務の検討の結果、これまで委譲しているものに加え、新たに次のものについて実施していく。（一部 22 年 4 月実施予定。規則改正によらないものを含む。）

<委譲する主な項目>

- 障害者相談支援事業の社会福祉法人等への委託事務（保健福祉事務所）
 - 地球温暖化対策条例の規定に基づく排出抑制計画書等の受理等（地方事務所）
 - 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律の規定に基づく届出の受理等（地方事務所）（長野市管内については特例条例により長野市へ移譲）
 - 種苗法に基づく許諾事務等（農業試験場）
 - 農業機械士の認定（農業大学校）（H22.4 実施予定）
 - ニホンカモシカの捕獲許可（地方事務所）
 - 道路の区域決定（建設事務所） など 16 事項 83 項目※
- ※項目数は、21 年 4 月実施予定の規則改正によるもの。規則改正の過程において変更の可能性がある。

<委譲に当たって、組織、人員、システム等の体制の整備が必要となるもの>

- 消費生活関係
- NPO 法人の認証等
- 建設業許可（業種追加） など 9 事項は、引き続き検討していく。

（参考）

- 現地機関への権限の委譲項目（法令の条項単位）（平成 21 年 1 月 1 日現在）
 - ・許認可等 136 事項 2, 136 項目
 - ・貸付金、補助金等 118 件
 - ・予算執行、職員の服務、財産管理、入学許可 など
- 平成 20 年 4 月実施の現地機関への権限委譲
 - ・ 公害防止組織の整備に関する事務に係る公害防止統括者等の解任命令
 - ・ 市町村保育所等の設置・廃止・休止・変更届出の受理及び民間保育所等の設置・廃止・休止の認可、取消
 - ・ 放課後児童クラブ、子育て短期支援事業の開始・変更届出受理
 - ・ 建築協定に関する事務に係る建築協定加入届の受理
 - ・ 特定建築物の耐震化の認定事務に係る消防長等の同意取得、保健所長への通知
 - ・ 景観協定の認可に関する事務に係る景観協定の認可

2 21 年 4 月実施予定の市町村への権限移譲等

毎年全市町村に意向調査を行い、移譲を希望する市町村に権限移譲を進める。

<新規の事項>

○ 県管理の道路の維持管理

：（主）川上佐久線、（主）梓山海ノ口線（計 21,662m）の道路パトロール、穴ぼこ修繕、休日・夜間に発生した事案の小破修繕を、モデル的に川上村に委託

○ 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律の規定に基づく国への経由事務等

：他の公害関係法令関係事務を所管している長野市に移譲

<移譲先の市町村の拡大>

○ 公有地の拡大の推進に関する法律の規定に基づく事務のうち、都市計画区域内の土地等の先買いに関する事務：希望する 3 市町を追加

○ 2ヘクタール以下の農地転用許可等に関する事務：希望する 1 市を追加

（参考）市町村への権限移譲に係る最近の取り組み

○ 「県と市町村とのあり方検討会」

（平成 18 年 12 月に市長会、町村会と共同で設置、20 年 3 月報告）

- ・市町村への権限移譲に当たっては、移譲する権限の内容を十分に精査して、個々の事務についてどのような形で移譲するのがよいのか、市町村の意見を十分に聞きながら実施することが肝要であるとされた。
- ・今後の進め方については、定期的に全市町村に権限移譲希望を照会していくこととされた。

○19 年 4 月実施の市町村への権限移譲

- ・ 2ヘクタール以下の農地転用許可等に関する事務：希望する 4 町村に移譲
- ・ ツキノワグマの緊急捕獲を含め有害鳥獣捕獲許可の鳥獣の種類を拡大

○20 年 4 月実施の市町村への権限移譲

- ・ 公有地の拡大の推進に関する法律の規定に基づく事務のうち、都市計画区域内の土地等の先買いに関する事務：希望する 2 市町に移譲
- ・ 2ヘクタール以下の農地転用許可等に関する事務：希望する 2 市町を追加

長野県総務部行政改革課
課長 藤森靖夫
担当 林 雅孝 中村嘉光
電話：026-235-7029（直通）
FAX：026-235-7030
E-mail：gyokaku@pref.nagano.jp